

町の補助金 交付希望団体募集

町では、これまで各種団体へ交付してきた補助金について、平成24年度交付分から公募制に改めます。

これは、新たな市民活動を支援するとともに、従来の制度では固定化される傾向にあった補助金について、すべての団体に改めて同じスタートラインに立っていただき、公正透明で適切な補助を行いながら、より効果的にまちづくりを進めることを目的とするものです。

これまで補助を受けてこられた団体も公募の対象となります。交付については第三者機関（三芳町補助金等検討委員会）で審査され、その結果をもとに決定します。

公募制度は平成24年度の交付分から適用となりますが、応募や選考の手続きは本年度から行います。

対象

応募資格 ①～④の全てに該当
①地域の公益の増進に寄与し、かつ、営利を目的としない任意団

体もしくは特定非営利活動法人（NPO法人）

- ② 5人以上で構成され、活動拠点が町内にあり、町内で活動している団体
- ③ 政治や宗教を主たる目的とする団体は除く
- ④ 特定非営利活動法人にあっては法人税に関する諸手続きが行われており、税金を滞納していないこと

対象事業

補助金交付基準^{※1}に照らして必要性が認められる事業・活動（原則として同一の事業・目的で町から他の補助金を受けている団体、もしくは町や町教育委員会と共催する事業・活動は除く。）

申込み

申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて、以下の期日までに役場政策秘書室（4階）へ提出してください（原則持参とします）。

申込期限

平成23年8月1日(月)(期限厳守)

提出書類

- ・三芳町公募補助金申請書(1)
- ・申請内容の概要書(2)
- ・収支予算・決算資料(3)（前年度から次年度までの3か年分）
- ・団体規約
- ・構成員の名簿
- ・活動内容を確認できる資料等（パンフレット、記録写真、総会資料等）

●(1)～(3)の様式は、役場政策秘書室に用意してあります。また、町ホームページからもご利用できます。

その他

- ・補助金の範囲は、補助対象経費^{※2}総額の100分の10から100分の50までです。
- ・応募いただいた団体補助については、住民や学識経験者5名による第三者機関（三芳町補助金等検討委員会）で審査を行い、この結果を踏まえて町が採択・不採択を決定します。
- ・最終的に採択された団体は、最

（※1・※2については、ホームページをご覧ください。）



【問い合わせ】
政策秘書室政策推進係
☎4222・423

長で3年間、補助金の交付を受けることができます（採択時の付帯条件により、3年未満になることもあります）。

交付年限終了以降に補助金の交付を希望する場合は、再度申請をしていただくこととなります（申請ごとに選考を受けることとなります）。

今回は、平成24年度から最長3年間（平成26年度まで）の事業・活動について申請できます。

三芳町 事業の仕分け

町では、住民とともにすすめる行財政改革の一環として、町が実施している事務事業について、公開の場で住民の皆さん参加のもとで外部評価を行う三芳町「事業の仕分け」を実施します。

人は午前・午後で入れ替えをし、計24人の方に参加いただく予定です。

うえで町の方針を決定し、予算編成への反映や事業の改善を図ります。

③評価・判定結果の活用
「事業の仕分け」の結果を参考に、町では今後の事業のあり方、実施方法等について検討を行った

④傍聴方法
事前の申し込みは必要ありません。会場への入退室は自由となっ

ていますが、傍聴席に限りがありますので、入場を制限する場合があります。

【当日の流れ】
事業担当者が事業の概要について説明します。

← 質疑・応答
市民判定人と事業担当者による質疑・応答を行います。

← 傍聴人への意見聴取
コーディネーターが傍聴人に意見聴取を行います。

← 評価・判定
コーディネーターと市民判定人により判定を導き出します。

【判定内容】
事業の必要性や手法、民間活力の導入などの視点から評価を行い、「継続」「廃止」「民間活用」「国・県による実施」「住民との協働」「内容改善」のうちから判定を導き出します。

①日時・場所

7月16日(土)・17日(日)
午前9時～午後6時まで
藤久保公民館ホール・保健センターロビー

※詳細なスケジュールについては別表をご覧ください。
※進行状況により、予定時間が前後する場合があります。

②実施方法

「事業の仕分け」は2班に分かれ、32の事業（1班あたり1日8事業、2日間で計16事業）について行います。評価は、1班あたりコーディネーター1人、市民判定人5人（公募・無作為抽出の2人、学識経験者2人、団体推薦1人）の構成で行われます。

※公募・無作為抽出・団体推薦の

日付	時間	1班 (藤久保公民館)	2班 (保健センター)
		事業名	事業名
7月16日(土)	9:10～10:00	障がい者手当	ファミリー・サポート・センター運営
	10:10～11:00	障がい者就労支援センター	ひとり親家庭等福祉推進
	11:10～12:00	集会所等維持管理	予防接種
	12:10～13:00	交流促進 (みよしまつり)	がん検診
	13:00～14:00	昼休み	
	14:00～14:50	ぬくもり健康入浴	子育て支援センター管理運営
	15:00～15:50	ねたきり老人等手当支給	児童館管理運営
	16:00～16:50	防災対策	休日急患診療所運営費補助
	17:00～17:50	「広報みよし」発行	バス交通改善対策
	7月17日(日)	9:10～10:00	農業改善
10:10～11:00		特別栽培 (有機) 推進	公民館施設管理運営
11:10～12:00		公園等施設管理	小中学校コンピューター維持管理
12:10～13:00		緑化推進	学校図書館図書整備
13:00～14:00		昼休み	
14:00～14:50		スズメ蜂駆除	三富及び旧島田家住宅
15:00～15:50		産業祭補助	歴史民俗資料館教育普及
16:00～16:50		町建築物耐震改修促進	国際交流
17:00～17:50		成人式開催	一般下水道施設管理

ご協力ありがとうございます

東日本大震災にあたり、引き続き多くの人に義援金のご協力をいただき、6月7日現在で一五六六万二〇〇八円が集まりました（募金箱への義援金含む）。

ここでは、掲載の許可をいただいた人についてご紹介します。（敬称略）

- 一万五五三一円 / 藤久保第三区
- 五〇万円 / 緑が丘進和会
- 二万九四〇〇円 / 藤久保第四区親和会
- 五万円 / 阿部商事従業員一同
- 十二万九四〇〇円 / 新舞踊松美流楽扇会
- 四万四〇〇〇円 / 第24回三芳町合唱祭「実行委員会
- 一万三三〇〇円 / 三芳郷土史会
- 一〇万円 / 北永井第一区
- 二十七万円 / 榊帆栄物流
- 十万一〇〇〇円 / 藤久保第二区
- 一万七三三七円 / 藤久保第一区寿朗会
- 十万円 / 三芳町区長会

【問い合わせ】
政策秘書室政策推進係
☎4222・423